

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年9月6日 午後2時15分～午後2時40分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	徳永武次	委員	成川幸太郎
副委員長	坂口健太	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	森永靖子	委員	山元剛
委員	中島由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

○その他の議員

議員 井上勝博 議員 岩切正之

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	農林水産部長	中山信吾
総務課長	橋口堅		
文書法制室長	久米道秋	商工観光部長	有馬眞二郎
財政課長	鬼塚雅之	観光・スポーツ対策監	花木隆
危機管理監	佐多孝一		
		建設部長	久保信治
企画政策部長	古川英利		
		教育部長	上大迫修
市民福祉部長	小柳津賢一		
医療福祉対策監	古里洋一郎	議会事務局長	道場益男
		議事調査課長	川畑央

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	川畑央	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	前門宏之	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- 1 陳情等の取扱いについて
- 2 今期定例会に付議される議案の審議方法について

3 討論に係る発言通告書等の提出期限について

△開 会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（川添公貴）皆さん、今日は御苦労さまでした。

本日は特にありません。よろしくお願いします。

△陳情等の取扱いについて

○委員長（徳永武次）それでは、陳情等の取扱いについてを議題とします。

まず、提出のあった陳情等について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）ただいまの議題について、資料１に基づいて説明をさせていただきますと思います。

お手元に資料１を御用意ください。

１、陳情書についてです。この資料における番号１の陳情書ですけれども、件名が「藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情」で、提出者が藤川地区のコミュニティ協議会となっております。受理日が８月３０日です。

本陳情につきましては、下のほうに参考で申合せを書かせていただいておりますが、陳情の趣旨が知事意見に市長意見を反映してほしいということで来ていますが、その意見反映の、市長意見の提出期限が１０月１８日となっております。

この下のほうの参考の２の（２）を見ていただきますと、招集日から本会議の７日までに提出されたものについては、最終の本会議または閉会中の審議継続というのが原則になっていますが、ウのところ、特に緊急を要するものについては議会運営委員会で協議するものとするということで、閉会中審議を待っていたのでは１０月１８日を、そもそも間に合わないということでございますので、ウに基づいて協議を頂ければと考えているところでございます。

それから、同様の陳情が昨年１２月議会にも出

されておりました、類似のこの陳情につきましては、その議会では生活福祉委員会に付託されたところであります。

以上で、１の陳情書についてを終わります。

次に、２のその他ですけれども、１番と２番ですが、１番はまず「辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情」で、提出者が那覇の方と東京都の司法書士協議会となっております。

それから、２番目ですけれども、指導事業支援等の拡充についてということで、提出者がさつま町の川内川漁業協同組合となっております。先ほど見ていただきました参考の申合せのところの３の（１）のアで、本市に住所を有する者から提出された陳情等であることという要件を満たさないことから、（２）の、その写しを全員、議員全員に配付するものととめるという、一旦そういう申合せに該当するというように考えております。

以上で、資料１に基づく説明を終わります。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたので、それぞれについて審査をしまいたします。

まず、「藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情」ですが、事務局の説明では、これまで類似した趣旨のものは生活福祉委員会に付託されていることと、及び、準備書に対する市の意見反映の期限も近づいてきているようであります。これらを踏まえて、付託の時期、付託先等についてを質疑、御意見はありませんか。

○委員（坂口健太）ただいま事務局から説明もありましたとおり、急を要することでありますから、本陳情は本会議中日に付託することとして、付託先は、同様のものも付託されていたことから生活福祉委員会としてはとえます。

○委員長（徳永武次）ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーは、ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情は本会議中日に付託することとし、付託先は生活福祉委員会とすることで御了承願います。

次に、その他の2件については、いずれも提出者が市外でありますので、文書配付にとどめる取扱いにしたいと思いますが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、これらの取扱いは文書配付とすることで御了承願います。

以上で、陳情等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後2時20分休憩

~~~~~

午後2時24分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員入室〕

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（徳永武次）それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料3、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、9月7日上程となります提出予定議案でございますが、当局からの補正予算1件、一般議案2件の計3件であります。議案第92号は、8月の大雨災害に伴う災害復旧及び新型コロナウイルス感染症対策に係る令和3年度一般会計の第10回補正予算であり、本案は9月7日の本会議審議にしたいと考えます。

なお、この補正予算が中日の7日に可決されま

9回補正予算と可決順序が逆になり、同議案に記載されている補正前、補正後の額が異なってくるようになりますが、これにつきましては、議長の議事整理権に基づく計数整理を本会議の議決をもって議長に委任いただくことで対応してはいかかかと考えます。

次に、議案第93号は過疎地域持続的発展計画を定めるについてであり、関係する特別措置法の規定により議会の議決を経ようとするもの、議案第94号は財産の取得議案であり、川内学校給食センター厨房機器一式を記載のとおり取得しようとするもので、以上の2点は9月9日の総務文教委員会に付託してはと考えます。なお、議案第94号の財産の取得議案については、除斥該当となる議員はいらっしゃいませんでした。

次に、受理陳情が1件ございます。先ほど御協議頂きましたとおり、陳情第4号につきましては9月10日の生活福祉委員会に付託してはと考えます。

次に、今後の提出予定議案等ではありますが、記載のとおり9月27日に財務関係の報告3件、決算認定議案13件、最終日に、任期満了に伴う人事案件1件の提出がそれぞれ予定されているようであります。

最後に、今後の議会運営委員会の開催予定につきましては、日程に変更はなく、9月15日、27日、10月11日を予定しております。

○委員長（徳永武次）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長（鬼塚雅之）それでは、議案第92号の一般会計補正予算について説明いたします。

予算書第10回補正の27ページの各会計歳入歳出補正予算額調を御覧ください。

本補正は、一般会計において3億7,392万9,000円を増額するものであります。

次に、補正予算の概要を説明いたしますので、31ページ、2の歳出（目的別）を御覧ください。

民生費では、生活困窮者自立支援事業費において、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が延長されたことに伴い同支援金を増額するとともに、緊急小口資金等の申請期限が延長されたことに伴い、感染症の影響を受けて

いる生活困窮者等に対し緊急生活支援金を給付する市社会福祉協議会への補助金を増額するものであり、児童福祉管理運営費において、感染症の感染者が増加している中、感染リスクの高い児童福祉施設等で働く職員に対し支援金を支給するため、児童福祉施設等従事者支援金を計上するものであります。

商工費では、地域経済事業費において、県からの営業時間短縮要請に応じた事業者へ支給される協力金のうち1割を県に対して負担するため、その経費を計上するものであり、中小企業振興費において、県からの営業時間短縮要請により直接的な影響を受けるタクシー事業者や運転代行事業者に対し、事業継続を下支えするための支援金を支給する経費を計上するものであります。

消費費において、災害予防応急対策費において、8月11日からの大雨による避難所等の設置に伴い、要員の時間外勤務手当を相当額使用したことから、今後の災害等に対応できるよう見込額を増額するものであります。

災害復旧費では、現年公共農林水産施設災害復旧事業費、現年単独農林水産施設災害復旧事業費及び現年公共土木災害復旧事業費において、8月11日からの大雨災害に伴う復旧に要する経費をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。29ページ、1の歳入を御覧ください。

国庫支出金では、公共土木災害復旧負担金を市道等の災害復旧に係る財源として増額するものであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を同感染症の対策に係る財源として増額するものであり、社会福祉費補助金を生活困窮者自立支援金に係る財源として増額するものであります。

県支出金では、農林水産施設災害復旧費補助金を農業用施設の災害復旧に係る財源として増額するものであります。

繰越金では、前年度繰越金を今回補正の財源として増額するものであります。

市債では、現年公共災害復旧事業債及び現年単独災害復旧事業債を災害復旧事業に係る財源として増額するものであります。

最後に、地方債補正について説明いたしますので、8ページを御覧ください。

第2表地方債補正は、現年公共災害復旧事業及び現年単独災害復旧事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議はありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後2時31分休憩

~~~~~

午後2時32分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△討論に係る発言通告書等の提出期限について

○委員長（徳永武次）次に、討論に係る発言通告書等の提出期限についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）それでは、お手元に資料の4を御用意ください。討論に係る発言通告書等の提出期限について説明をさせていただきます。

9月27日の本会議で表決に付される案件で、委員会に付託されたものに対する発言（討論）通告書と議案等賛否通告書の提出期限について説明をさせていただきます。

資料、中ほどの表を御覧ください。2種類の通告書を記載してございますが、まず1番目、発言

（討論）通告書。提出者は、討論を予定している議員の方です。２番目、議案等賛否通告書ですが、これについては会派代表者と会派に属さない議員の皆様に出していただく通告書になっております。いずれも、申合せに基づきまして９月２２日の水曜日までに提出を頂きたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、討論に係る発言通告書等の提出期限については、資料のとおりとなりますので、各会派所属議員へも周知してくださるようよろしくお願いをいたします。

以上で、討論に係る発言通告書等の提出期限についてを終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午後２時３４分休憩

～～～～～～～～

午後２時４０分開議

～～～～～～～～

○委員長（徳永武次）本会議に戻します。

△閉　　会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳 永 武 次